NV－1106	住友H－5	HW30VS	〃
NV－1107	住友H－5	HW30VW	〃
NV－1108	住友H－5	HW41VS	〃
NV－1109	住友H－5	HW41VW	〃

○国土交通省告示第六十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年三月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV２－65	日立住友X－C４	1000HL	日立住友重機械建機クレーン株式会社	東京都台東区東上野六丁目９番３号
NV２－66	日立住友X－C４	1500HL	〃	〃

○国土交通省告示第六十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年三月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1110	トロ　GM4000 Series－Y４ｉ	EDM－４TN V84T－B	The Toro Company	8111 Lyndale Avenue South Bloomington, MN 55420－1196 U.S.A.
NV－1111	トロ　GM4500D／4700D－Y４ｉ	〃	〃	〃

○経済産業省
環境省告示第六十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年五月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年五月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS２－V773F	キャタピラー116	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○経済産業省
環境省告示第六十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年四月十二日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年五月十四日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－694	McCloskey J40	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第四百八十六号

小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）第二十六条の規定に基づき、同規則第二十三条第三項第二号に規定する登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があったので、同規則第三十六条第二号の規定により公示する。

平成二十五年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

小型船造船業法施行規則第二十六条の規定に基づき登録講習実施機関から登録事項の変更の届出があった件

1　変更の届出に係る登録講習実施機関の名称
社団法人日本中小型造船工業会

2　変更に係る登録事項

一　登録講習実施機関の名称　一般社団法人日本中小型造船工業会

二　登録講習事務を行う事務所の名称　一般社団法人日本中小型造船工業会

○国土交通省告示第四百八十七号

法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の規定による法人土地・建物基本調査として平成二十五年において平成二十五年法人土地・建物基本調査を行うこととしたので、同規則第四条の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第四百八十八号

平成二十五年法人土地・建物基本調査を実施するため、法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）第四条、第八条第二項及び第十一条第二項の規定に基づき、平成二十五年法人土地・建物基本調査を行う期日等を定める告示を次のように定める。

平成二十五年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成二十五年法人土地・建物基本調査を行う期日等を定める告示

（調査の期日）

第一条　法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号。以下「規則」という。）第四条の告示で定める年及び期日は、平成二十五年一月一日とする。

（調査の期間）

第二条　規則第八条第二項の告示で定める期間は、平成二十五年七月一日から九月十五日までとする。

（調査票の提出期限）

第三条　規則第十一条第二項の告示で定める期限は、平成二十六年一月三十一日とする。

○海上保安庁告示第百七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年五月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	金武中城港南石第二号シーバース灯
位置	
所在地	沖縄県金武中城港（知名埼の北西方約四・四キロメートル）
北緯	二六－一三－〇八
東経	一二七－四七－三六